

特記仕様書

この仕様書は、庁舎及び関係施設ゴミ収集業務（平良地区）（以下「業務委託」という。）に適用する。

（適用範囲）

第1条 宮古島市平良地区（別表）の公共施設から発生する一般廃棄物（ごみ）の収集運搬とする。

（収集運搬車両）

第2条 業務に使用する塵芥車は、委託者に事前に報告し、承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

（遵守事項）

第3条 業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 収集日を遵守すること。
- (2) 収集車輛の車尾にごみを積載してはならない。
- (3) ごみを飛散させたりごみ汚水を路上に流出させてはならない。
- (4) ごみは処分場内の指定された場所に搬入すること。
- (5) 暴風雨警報発令中は業務を停止する。ただし、正午までに警報が解除された場合は、速やかに業務を再開すること。
- (6) 関係法令を遵守すること。
- (7) その他市長が必要とする事項。

（ごみ収集運搬搬入場所）

第4条 ごみの搬入場所は、宮古島市クリーンセンターとする。但し、ごみの種別等により委託者又はクリーンセンターが指定する場所とする。

（収集運搬及び収集日）

第5条 ごみの収集運搬及び収集日は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ 毎週 「火、金曜日」
- (2) 資源ごみ 每週 「月曜日」 （カン類、瓶類、金属類）
毎週 「水曜日」 （ペットボトル類、トレイ類、新聞紙、雑誌、段ボール類、古本、紙パック類等）
- (3) 選定枝葉 第2、第4の「木曜日」

（収集運搬時間等）

第5条 業務は、午前8時30分から午後5時までとする。但し、祝祭日、市の公共施設等が閉庁の場合はその限りでない。

（収集運搬の費用等）

第6条 業務の実施に必要な費用については、すべて受託者の負担とする。
(剪定枝葉処理費用等)

(従事者の行為に対する責任等)

第7条 受託者は、従事者をして業務を遂行する場合は、次の各号を厳守すること。

- (1) 受託者は、常に清潔な服装を身につけ、言動及び態度に留意し、市民等に対し不快感を与えないよう指導監督しなければならない。
- (2) 受託者は、従事者の行為については全責任を負い、その責任を免れることはできない。

(損害保険等の加入等)

第8条 事故、事件等の発生に備え、任意の交通損害、人身損害保険等に加入しなければならない。

(委託料の請求及び業務の報告等)

第9条 受託者は、甲に対し、その月の委託料の請求をすると同時に業務月報を提出するものとする。

(協議)

第10条 この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。